

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月26日
【計算期間】	第2期中（自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日）
【ファンド名】	日経225インデックスファンド（繰上償還条件付）09-07
【発行者名】	中央三井アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山本 聡
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目23番1号
【事務連絡者氏名】	鈴木 勝宏
【連絡場所】	東京都港区芝三丁目23番1号 業務企画部
【電話番号】	03-5440-0170
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

1【ファンドの運用状況】

以下の記載事項は、平成23年2月28日現在の状況について記載してあります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	528,421,100	80.91
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		124,655,908	19.09
合計（純資産総額）		653,077,008	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	1万口当たりの 基準価額（円）
第1期計算期間（平成22年7月26日現在）	634,502,429	9,259
平成22年2月末日	728,470,638	9,801
平成22年3月末日	797,363,185	10,801
平成22年4月末日	745,749,633	10,765
平成22年5月末日	654,474,843	9,518
平成22年6月末日	627,373,584	9,143
平成22年7月末日	636,826,924	9,293
平成22年8月末日	585,668,440	8,600
平成22年9月末日	622,512,535	9,182
平成22年10月末日	599,276,385	9,016
平成22年11月末日	624,553,230	9,734
平成22年12月末日	642,859,619	10,020
平成23年1月末日	641,051,868	10,029
平成23年2月末日	653,077,008	10,406

（注）決算日における基準価額は、分配付、分配落とも同一です。

②【分配の推移】

	1万口当たりの収益分配金
第1期計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間	△7.4 %
第2期中間計算期間（自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日）	10.1 %

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初募集時の発行価額（1万口当たり10,000円）を使用しております。

2【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	772,886,330	87,574,145	685,312,185
第2期中間計算期間 （自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日）	—	45,711,427	639,600,758

（注1）設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1期中間計算期間（平成21年7月31日から平成22年1月30日まで）の中間財務諸表については、改正前の中間財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づき、第2期中間計算期間（平成22年7月27日から平成23年1月26日まで）の中間財務諸表については、改正後の中間財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

ただし、第1期中間計算期間（平成21年7月31日から平成22年1月30日まで）の中間財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第50号）」附則第4条第1項第1号但し書きの規定により、同内閣府令による改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成21年7月31日から平成22年1月30日まで）及び第2期中間計算期間（平成22年7月27日から平成23年1月26日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

日経225インデックスファンド（繰上償還条件付）09-07 中間財務諸表
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (平成22年1月30日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年1月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	229,584,585	133,284,812
株式	504,150,300	517,369,600
派生商品評価勘定	2,992,000	2,256,000
未収配当金	604,000	651,000
未収利息	1,164	280
差入委託証拠金	2,200,000	3,240,000
流動資産合計	739,532,049	656,801,692
資産合計	739,532,049	656,801,692
負債の部		
流動負債		
前受金	2,992,000	2,856,000
未払受託者報酬	183,593	166,775
未払委託者報酬	2,019,479	1,834,426
その他未払費用	18,298	16,611
流動負債合計	5,213,370	4,873,812
負債合計	5,213,370	4,873,812
純資産の部		
元本等		
元本	744,235,723	639,600,758
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△9,917,044	12,327,122
純資産合計	734,318,679	651,927,880
負債純資産合計	739,532,049	656,801,692

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期中間計算期間 (自 平成21年 7 月31日 至 平成22年 1 月30日)	第 2 期中間計算期間 (自 平成22年 7 月27日 至 平成23年 1 月26日)
営業収益		
受取配当金	3,515,980	4,208,980
受取利息	111,873	61,343
有価証券売買等損益	△4,908,014	44,717,024
派生商品取引等損益	△5,534,150	13,200,875
その他収益	1,982	12,123
営業収益合計	△6,812,329	62,200,345
営業費用		
受託者報酬	183,593	166,775
委託者報酬	2,019,479	1,834,426
その他費用	18,298	16,611
営業費用合計	2,221,370	2,017,812
営業利益又は営業損失（△）	△9,033,699	60,182,533
経常利益又は経常損失（△）	△9,033,699	60,182,533
中間純利益又は中間純損失（△）	△9,033,699	60,182,533
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,020,271	461,699
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△50,809,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	142,197	3,416,044
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	3,416,044
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	142,197	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,271	—
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,271	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△9,917,044	12,327,122

(3) 【中間注記表】

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

	第1期中間計算期間 自 平成21年7月31日 至 平成22年1月30日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの 評価基準 及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する中間計算期間末日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の 計上基準	(1) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 (2) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金 同左 (2) 派生商品取引等損益の計上基準 同左
4. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年7月27日から翌年7月26日までとなっておりますが、第1期計算期間は設定日（平成21年7月31日）から平成22年7月26日までとなっており、第1期中間計算期間は設定日（平成21年7月31日）から平成22年1月30日までとなっております。	_____

(中間貸借対照表に関する注記)

	第1期中間計算期間 (平成22年1月30日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年1月26日現在)
--	-----------------------------	-----------------------------

1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	744,235,723 口	639,600,758 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 9,917,044 円	—————
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9867 円 （ 9,867 円）	1.0193 円 （ 10,193 円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第1期中間計算期間 自 平成21年7月31日 至 平成22年1月30日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日
剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	「中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」は、欠損金増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 （平成22年1月30日現在）	第2期中間計算期間 （平成23年1月26日現在）
————— —————	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 （1）株式 「（中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記）」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 （3）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
--	---

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期中間計算期間 自 平成21年7月31日 至 平成22年1月30日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第1期中間計算期間 自 平成21年7月31日 至 平成22年1月30日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	第1期中間計算期間 自 平成21年7月31日 至 平成22年1月30日	第2期中間計算期間 自 平成22年7月27日 至 平成23年1月26日
期首元本額	399,874,731 円	685,312,185 円
期中追加設定元本額	373,011,599 円	— 円
期中一部解約元本額	28,650,607 円	45,711,427 円

2. 有価証券関係

第1期中間計算期間 (平成22年1月30日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年1月26日現在)
該当事項はありません。	同左

3. デリバティブ取引関係

I. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

株式関連

区分	種類	平成22年1月30日現在		
		契約額等 (円)	時価	評価損益
		うち1年超	(円)	(円)

市場取引	株価指数先物取引 買 建	220,528,000	—	223,520,000	2,992,000
合計		220,528,000	—	223,520,000	2,992,000

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として中間計算期間末日の取引所の発表する清算値
段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

２．株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

Ⅱ．ヘッジ会計が適用されていないもの

株式関連

区分	種類	平成23年１月26日現在			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建	122,784,000	—	125,040,000	2,256,000
合計		122,784,000	—	125,040,000	2,256,000

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する中間計算期間末日の清算値
段で評価しております。

２．株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

Ⅲ．ヘッジ会計が適用されているもの

第１期中間計算期間 （平成22年１月30日現在）	第２期中間計算期間 （平成23年１月26日現在）
	該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

本書提出日現在の資本金の額：３億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年７月１日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を２億円から２億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年６月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を２億5,250万円から３億円に増資いたしました。（新株発行はしない無償増資。）

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成23年２月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	70	543,385
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	12	25,672
単位型公社債投資信託	—	—
合計	82	569,057

なお私募を含めた証券投資信託（マザーファンドを除きます。）の純資産総額の合計は、平成23年２月28日現在、２兆3,193億円です。

（３）【その他】

① 定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生しておりません。

5【委託会社等の経理状況】

- （1）委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」（以下「業府令」といいます。）に基づいて作成しております。

ただし、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- （2）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第25期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査及び中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第23期 平成21年 3 月31日		第24期 平成22年 3 月31日	
	金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金・預金	1,464,505		1,823,012	
2. 前払費用	130,306		92,464	
3. 未収委託者報酬	972,672		1,023,412	
4. 未収収益	170		102	
5. 繰延税金資産	29,168		30,247	
6. その他	5,391		4,463	
流動資産 計	2,602,216	87.5	2,973,703	88.9
II 固定資産				
1. 有形固定資産※ 1				
(1) 建物	29,232		24,815	
(2) 器具備品	54,113		36,727	
有形固定資産 計	83,346	2.8	61,543	1.8
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア	100,593		114,197	
(2) 電話加入権	1,847		1,847	
(3) 電話施設利用権	78		57	
無形固定資産 計	102,518	3.5	116,102	3.5
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	65,000		74,897	
(2) 長期貸付金	42,388		39,988	
(3) 長期差入保証金	87,326		88,736	
(4) 長期前払費用	7,457		4,915	
(5) 会員権	25,000		25,000	
(6) 貸倒引当金	△42,388		△39,988	
投資その他の資産 計	184,784	6.2	193,549	5.8
固定資産 計	370,648	12.5	371,195	11.1
資 産 合 計	2,972,864	100.0	3,344,898	100.0

科目	第23期 平成21年 3月31日			第24期 平成22年 3月31日		
	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）						
I 流動負債						
1. 預り金		3,008			3,792	
2. 未払金						
(1) 未払手数料	316,013			327,341		
(2) その他未払金	71,990	388,004		56,890	384,231	
3. 未払費用		246,794			279,266	
4. 未払法人税等		103,823			114,387	
5. 賞与引当金		45,488			46,407	
流動負債 計		787,118	26.5		828,085	24.8
II 固定負債						
1. 退職給付引当金		16,535			22,905	
2. 役員退職慰労引当金		22,100			31,800	
固定負債 計		38,635	1.3		54,705	1.6
負債合計		825,754	27.8		882,791	26.4
（純資産の部）						
I 株主資本						
1. 資本金		300,000	10.1		300,000	9.0
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		50,000			50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.7		50,000	1.5
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金		25,401			25,401	
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		1,771,709			2,086,808	
利益剰余金 計		1,797,110	60.4		2,112,210	63.1
株主資本計		2,147,110	72.2		2,462,210	73.6
II 評価・換算差額等						
1. その他有価証券評価差額金		—			△103	
評価・換算差額等計		—	—		△103	△0.0
純資産合計		2,147,110	72.2		2,462,107	73.6
負債・純資産合計		2,972,864	100.0		3,344,898	100.0

(2) 【損益計算書】

科目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)			第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		
	金額（千円）		百分比 （%）	金額（千円）		百分比 （%）
I 営業収益						
1. 委託者報酬		11,250,556			9,668,856	
2. その他営業収益						
(1) 投資顧問料	7,937	7,937			—	
営業収益 計		11,258,493	100.0		9,668,856	100.0
II 営業費用						
1. 支払手数料		4,424,596			3,855,512	
2. 広告宣伝費		305,210			89,996	
3. 受益証券発行費		250			—	
4. 調査費						
(1) 調査費	229,875			234,896		
(2) 委託調査費	3,355,436	3,585,312		2,921,144	3,156,040	
5. 営業雑経費						
(1) 通信費	15,143			14,562		
(2) 印刷費	284,199			192,040		
(3) 協会費	13,436			11,699		
(4) 諸会費	317	313,096		389	218,692	
営業費用 計		8,628,465	76.6		7,320,241	75.7
III 一般管理費						
1. 給料						
(1) 役員報酬	50,723			57,119		
(2) 給料・手当	561,245			609,618		
(3) 賞与	130,680	742,649		132,613	799,351	
2. 福利厚生費		191,032			211,448	
3. 交際費		2,300			1,056	
4. 寄付金		300			—	
5. 旅費交通費		27,150			20,394	
6. 租税公課		11,916			11,448	
7. 不動産賃借料		109,171			112,953	
8. 退職給付費用		6,212			6,497	
9. 役員退職慰労引当金繰入		16,350			12,900	
10. 賞与引当金繰入		45,488			46,407	
11. 減価償却費		61,317			56,560	
12. 諸経費		507,792			520,606	
一般管理費 計		1,721,681	15.3		1,799,626	18.6
営業利益		908,346	8.1		548,988	5.7

科目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)			第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		
	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）		百分比 (%)
IV 営業外収益						
1. 受取配当金		7,549			3,000	
2. 受取利息		1,965			1,101	
3. 雑収入		3,884			333	
営業外収益 計		13,398	0.1		4,435	0.0
V 営業外費用						
1. 雑損失※1		391			5,057	
営業外費用 計		391	0.0		5,057	0.0
経常利益		921,353	8.2		548,366	5.7
VI 特別利益						
1. 投資有価証券売却益		—			2,918	
2. 貸倒引当金戻入		2,400			2,400	
特別利益 計		2,400	0.0		5,318	0.0
VII 特別損失						
1. 投資有価証券売却損		—			17	
2. 統合関連費用※1		—			9,577	
特別損失 計		—	0.0		9,594	0.1
税引前当期純利益		923,753	8.2		544,090	5.6
法人税、住民税及び事業税	376,581			230,069		
法人税等調整額	7,972	384,553	3.4	△1,078	228,991	2.3
当期純利益		539,200	4.8		315,099	3.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

		第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	—	—
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,382,999	1,771,709
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	△150,490 539,200	— 315,099
	当期末残高	1,771,709	2,086,808
利益剰余金合計	前期末残高	1,408,400	1,797,110
	当期変動額	388,710	315,099
	当期末残高	1,797,110	2,112,210
株主資本合計	前期末残高	1,758,400	2,147,110
	当期変動額	388,710	315,099
	当期末残高	2,147,110	2,462,210
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	—	—
	当期変動額 (純額)	—	△103
	当期末残高	—	△103
評価・換算差額等合計	前期末残高	—	—
	当期変動額	—	△103
	当期末残高	—	△103
純資産合計	前期末残高	1,758,400	2,147,110
	当期変動額	388,710	314,996
	当期末残高	2,147,110	2,462,107

重要な会計方針

項目	期別 第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。	その他有価証券 (1) 時価のないもの 同左 (2) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。	同左
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	同左
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。	同左
(4) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。	同左
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。	同左

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価 償却累計額	建物 器具備品	23,636千円 161,247千円	建物 器具備品 28,053千円 177,074千円

2. 損益計算書関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
—	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 雑損失（臨時経営指導料） 4,490千円 統合関連費用 9,577千円

3. 株主資本等変動計算書関係

期別 項目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当事業年度末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>－</td><td>－</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式（株）	5,050	－	－	5,050		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末													
普通株式（株）	5,050	－	－	5,050													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 <table><tr><th>決議</th><th>株式の種類</th><th>配当金の総額 (千円)</th><th>1株当たり 配当額(円)</th><th>基準日</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td>平成20年6月26日 定時株主総会</td><td>普通株式</td><td>150,490</td><td>29,800</td><td>平成20年3月31日</td><td>平成20年6月27日</td></tr></table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日												
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日												
	(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。																

期別	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)														
項目															
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当事業年度末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>—</td><td>—</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末											
普通株式（株）	5,050	—	—	5,050											
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。														
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。														
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。														

4. リース取引関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	同左

5. 金融商品関係

第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内での報告体制を敷いております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	1,823,012	1,823,012	—
(2) 未収委託者報酬	1,023,412	1,023,412	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,897	9,897	—
(4) 未払金	(384,231)	(384,231)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	65,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

6. 有価証券関係

第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)												
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 9,897</td><td>千円 10,000</td><td>千円 △103</td></tr><tr><td>計</td><td>9,897</td><td>10,000</td><td>△103</td></tr></table>	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 9,897	千円 10,000	千円 △103	計	9,897	10,000	△103
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額										
その他	千円 9,897	千円 10,000	千円 △103										
計	9,897	10,000	△103										
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 64,901</td><td>千円 2,918</td><td>千円 17</td></tr><tr><td>計</td><td>64,901</td><td>2,918</td><td>17</td></tr></table>	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	その他	千円 64,901	千円 2,918	千円 17	計	64,901	2,918	17
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額										
その他	千円 64,901	千円 2,918	千円 17										
計	64,901	2,918	17										
3. 時価評価されていない有価証券 <table><tr><th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr><tr><td>その他有価証券 非上場株式</td><td>65,000</td></tr></table>	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	65,000	3. 時価評価されていない有価証券 <table><tr><th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr><tr><td>その他有価証券 非上場株式</td><td>65,000</td></tr></table>	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	65,000				
内容	貸借対照表計上額（千円）												
その他有価証券 非上場株式	65,000												
内容	貸借対照表計上額（千円）												
その他有価証券 非上場株式	65,000												
4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。												

7. デリバティブ関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

8. 退職給付関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△16,535千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△16,535千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>6,212千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,212千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△16,535千円	退職給付引当金	△16,535千円	勤務費用	6,212千円	退職給付費用	6,212千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△22,905千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△22,905千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成21年4月1日から平成22年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>6,497千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,497千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△22,905千円	退職給付引当金	△22,905千円	勤務費用	6,497千円	退職給付費用	6,497千円
退職給付債務	△16,535千円																
退職給付引当金	△16,535千円																
勤務費用	6,212千円																
退職給付費用	6,212千円																
退職給付債務	△22,905千円																
退職給付引当金	△22,905千円																
勤務費用	6,497千円																
退職給付費用	6,497千円																

9. 税効果会計関係

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>17,247千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>18,509千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>8,540千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>18,609千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>62,906千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△33,738千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>29,168千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	17,247千円	賞与引当金繰入超過額	18,509千円	未払事業税	8,540千円	その他	18,609千円	繰延税金資産小計	62,906千円	評価性引当額	△33,738千円	繰延税金資産合計	29,168千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>16,271千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>18,883千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>9,168千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>25,501千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>69,823千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△39,576千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>30,247千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	16,271千円	賞与引当金繰入超過額	18,883千円	未払事業税	9,168千円	その他	25,501千円	繰延税金資産小計	69,823千円	評価性引当額	△39,576千円	繰延税金資産合計	30,247千円
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	17,247千円																																
賞与引当金繰入超過額	18,509千円																																
未払事業税	8,540千円																																
その他	18,609千円																																
繰延税金資産小計	62,906千円																																
評価性引当額	△33,738千円																																
繰延税金資産合計	29,168千円																																
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	16,271千円																																
賞与引当金繰入超過額	18,883千円																																
未払事業税	9,168千円																																
その他	25,501千円																																
繰延税金資産小計	69,823千円																																
評価性引当額	△39,576千円																																
繰延税金資産合計	30,247千円																																

10. 関連当事者との取引関係

I 第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1) 支払代行手数料	4,171,346	未払手数料	295,661
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料 (注1) 調査費（支払投資顧問料） 建物の賃借 (注2)	3,306,819 —	未払費用 前払費用 長期差入保証金	210,392 86,162 70,411
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入（注2） ソフトウェア	35,207	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注2）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

Ⅱ 第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1) 支払代行手数料	3,600,680	未払手数料	300,655
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料 (注1) 調査費（支払投資顧問料） 建物の賃借 (注2)	2,778,495 —	未払費用 前払費用 長期差入保証金	235,031 49,803 71,548
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入（注2） ソフトウェア	45,122	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注2）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報

項目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	425,170円41銭	487,545円94銭
2. 1株当たり当期純利益	106,772円29銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	62,395円92銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
当期純利益（千円）	539,200	315,099
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	539,200	315,099
普通株式の期中平均株式数（株）	5,050	5,050

12. 重要な後発事象

第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

科目	第25期中間会計期間末 平成22年9月30日		
	金額（千円）		構成比 （%）
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金・預金		2,092,721	
2. 前払費用		79,040	
3. 未収委託者報酬		937,874	
4. 未収収益		71	
5. 繰延税金資産		30,996	
6. その他		1,005	
流動資産 計		3,141,709	91.4
II 固定資産			
1. 有形固定資産※ 1			
(1) 建物		27,226	
(2) 器具備品		31,028	
有形固定資産 計		58,254	1.7
2. 無形固定資産			
(1) ソフトウェア		96,321	
(2) 電話加入権		1,847	
(3) 電話施設利用権		47	
無形固定資産 計		98,216	2.8
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		21,396	
(2) 長期貸付金		38,788	
(3) 長期差入保証金		90,141	
(4) 長期前払費用		3,693	
(5) 会員権		25,000	
(6) 貸倒引当金		△38,788	
投資その他の資産 計		140,231	4.1
固定資産 計		296,702	8.6
資産合計		3,438,412	100.0

科目	第25期中間会計期間末 平成22年9月30日		
	金額（千円）		構成比 （%）
（負債の部）			
I 流動負債			
1. 預り金		3,214	
2. 未払金			
（1）未払手数料	286,519		
（2）その他未払金※2	64,725	351,245	
3. 未払費用		263,402	
4. 未払法人税等		85,017	
5. 賞与引当金		50,173	
流動負債 計		753,053	21.9
II 固定負債			
1. 退職給付引当金		24,146	
2. 役員退職慰労引当金		11,200	
3. 繰延税金負債		1,820	
4. 資産除去債務		5,845	
固定負債 計		43,012	1.3
負債合計		796,066	23.2
（純資産の部）			
I 株主資本			
1. 資本金		300,000	8.7
2. 資本剰余金			
（1）資本準備金		50,000	
資本剰余金 計		50,000	1.5
3. 利益剰余金			
（1）利益準備金		25,401	
（2）その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,266,828	
利益剰余金 計		2,292,229	66.6
株主資本 計		2,642,229	76.8
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金		116	0.0
評価・換算差額等 計		116	0.0
純資産合計		2,642,345	76.8
負債・純資産合計		3,438,412	100.0

(5) 中間損益計算書

科目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)		
	金額（千円）		百分比 (%)
I 営業収益			
1. 委託者報酬		4,537,380	
営業収益 計		4,537,380	100.0
II 営業費用			
1. 支払手数料		1,722,765	
2. 広告宣伝費		33,117	
3. 調査費			
(1) 調査費	113,987		
(2) 委託調査費	1,440,031	1,554,018	
4. 営業雑経費			
(1) 通信費	7,229		
(2) 印刷費	90,988		
(3) 協会費	5,834		
(4) 諸会費	421	104,474	
営業費用 計		3,414,375	75.2
III 一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬	30,635		
(2) 給料・手当	313,561		
(3) 賞与	54,599	398,796	
2. 福利厚生費		116,630	
3. 交際費		351	
4. 旅費交通費		10,589	
5. 租税公課		7,645	
6. 不動産賃借料		58,030	
7. 退職給付費用		3,707	
8. 役員退職慰労引当金繰入		5,500	
9. 賞与引当金繰入		50,173	
10. 減価償却費※1		26,064	
11. 諸経費		265,740	
一般管理費 計		943,229	20.8
営業利益		179,775	4.0

科目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)		
	金額（千円）		百分比 (%)
IV 営業外収益			
1. 受取配当金		63,400	
2. 受取利息		471	
3. 雑収入		2,553	
営業外収益 計		66,425	1.4
V 営業外費用			
1. 雑損失		63	
営業外費用 計		63	0.0
経常利益		246,137	5.4
VI 特別利益			
1. 投資有価証券売却益		67,188	
2. 貸倒引当金戻入		1,200	
特別利益 計		68,388	1.5
VII 特別損失			
1. 投資有価証券売却損		339	
2. 固定資産除却損		980	
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		1,449	
4. 統合関連費用		36,460	
特別損失 計		39,230	0.8
税引前中間純利益		275,296	6.1
法人税、住民税及び事業税	94,285		
法人税等調整額	991	95,276	2.1
中間純利益		180,019	4.0

（６）中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	中間会計期間中の変動額	—
	中間会計期間末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	2,086,808
	中間会計期間中の変動額	中間純利益 180,019
	中間会計期間末残高	2,266,828
利益剰余金合計	前期末残高	2,112,210
	中間会計期間中の変動額	180,019
	中間会計期間末残高	2,292,229
株主資本合計	前期末残高	2,462,210
	中間会計期間中の変動額	180,019
	中間会計期間末残高	2,642,229
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△103
	中間会計期間中の変動額（純額）	219
	中間会計期間末残高	116
評価・換算差額等合計	前期末残高	△103
	中間会計期間中の変動額	219
	中間会計期間末残高	116
純資産合計	前期末残高	2,462,107
	中間会計期間中の変動額	180,238
	中間会計期間末残高	2,642,345

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 (2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。
3. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。
(4) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用	当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ118千円、税引前中間純利益は1,567千円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却 累計額	建物 30,559千円 器具備品 136,425千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の うえ、流動負債の「その他未払金」に含 めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 8,178千円 無形固定資産 17,886千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

項目	第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)														
1. 発行済株式に関する事項	<table><tr><th>株式の種類</th><th>前事業 年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当中間 会計期末</th></tr><tr><td>普通株式（株）</td><td>5,050</td><td>—</td><td>—</td><td>5,050</td></tr></table>					株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間 会計期末	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間 会計期末											
普通株式（株）	5,050	—	—	5,050											
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。														
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。														
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。														

リース取引関係

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

金融商品関係

第25期中間会計期間
(平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額 ^(*)	時価 ^(*)	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,092,721	2,092,721	—
(2) 未収委託者報酬	937,874	937,874	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	11,396	11,396	—
(4) 未払金	(351,245)	(351,245)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内 容	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

有価証券関係

第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)			
1. その他有価証券 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
投資信託受益証券	11,396	11,200	196
計	11,396	11,200	196
非上場株式（中間貸借対照表計上額 10,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

デリバティブ関係

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

資産除去債務関係

第25期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
	千円
前事業年度末残高（注）	5,776
時の経過による調整額	69
当中間会計期間末残高	5,845
（注）当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。	

セグメント情報等

第25期中間会計期間
(平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(セグメント情報)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
中央三井高金利ソブリンオープン	721,448千円
中央三井VAバランスファンド (株25/100)	597,316千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 最終改正平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 株当たり情報

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	523,236円82銭
1株当たり中間純利益	35,647円44銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	
中間純利益（千円）	180,019
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	180,019
普通株式の期中平均株式数（株）	5,050

重要な後発事象

第25期中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)	
該当事項はありません。	

独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月30日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225インデックスファンド（繰上償還条件付）09-07の平成21年7月31日から平成22年1月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日経225インデックスファンド（繰上償還条件付）09-07の平成22年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年7月31日から平成22年1月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年3月25日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平 木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225インデックスファンド（繰上償還条件付）09-07の平成22年7月27日から平成23年1月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日経225インデックスファンド（繰上償還条件付）09-07の平成23年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年7月27日から平成23年1月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月14日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平 木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。